

日本小児リウマチ学会 若手優秀演題奨励賞規約

1. 名称

本賞は、「日本小児リウマチ学会若手優秀演題奨励賞」と称する。研究的内容の「研究部門」、症例に関して病態あるいは治療についての検討を報告する「症例部門」の2部門とし、それぞれを

「日本小児リウマチ学会若手優秀演題奨励賞 研究部門」

「日本小児リウマチ学会若手優秀演題奨励賞 症例部門」

とする。

2. 目的

未来の小児リウマチ学を担う若手小児リウマチ医の育成を目的とする

3. 応募規定

1) 応募資格

- ① 日本小児リウマチ学会会員であること
- ② 前年度までの年会費を納入していること
- ③ 当該年の4月1日に40歳未満、または医学部卒業後15年未満であること
- ④ これまでに本賞の受賞歴がないこと
- ⑤ 上級医の推薦があること
- ⑥ 当該演題の内容に関して、論文の筆頭著者になるだけの **contribution** をしていること

2) 応募数の制限

すべての部門を通じて、一人一演題とする

3) 二重投稿の禁止

内容の全部、あるいは一部を他の学会（学会の全国レベルの学術集会、国際学会）や論文で発表したものは応募禁止とする

違反した場合には、相応の罰則が生じるものとする

細則1 演題募集締め切り時に、他の学会に抄録が **accept** されているものは、二重投稿とみなす

細則2 受賞後に違反が発覚した場合、賞の剥奪と、違反の事実の学会ホームページ上での公開(施設名、氏名は非公開)、および所

属施設の次年度の本賞への応募を禁止する

細則3 発表内容の一部を、共同演者の上級医がシンポジウムなどで使用することは制限しない

4) 倫理審査委員会の承認

介入研究、患者サンプルを用いての研究は、所属施設の倫理審査委員会の承認を得たものであること

症例報告は、患者あるいは代諾者の同意を得たものであること

5) 演題カテゴリの選択

演題カテゴリは、応募者の判断によるが、査読の段階で学術委員会の判断でカテゴリを変更する場合がある

6) カバーレターの提出

演題応募者は、演題応募時に、以下の内容を含んだカバーレターを提出する。カバーレターのフォーマットは別に定める

- ① 当該演題の応募理由（なぜ、この演題を応募したか、何処がポイントと考えているか）
- ② 指導医の推薦文
- ③ 二重投稿でないことの誓約
- ④ 演者を 1st author としての論文投稿をすることの誓約（上級医による）
- ⑤ 倫理委員会の承認番号、COI

4. 選考方法

当該年度の日本小児リウマチ学会総会・学術集会で演題を募集する査読委員による査読により、各部門5演題を候補演題として選出する。候補演題発表者は学術集会で口演（審査会）を行い、別に定める評価基準により審査委員が評価して、当該年度の受賞者を決定する

細則1 査読委員は、若手優秀演題奨励賞ワーキンググループの委員6名とする

細則2 審査委員は、当該学術集会の大会長が選出するが、学術委員会の委員複数名を含むこととする

細則3 審査会の座長は、大会長と学術委員会委員長（委員長が不在の場合は、副委員長あるいは委員）とする

細則 4 審査会における質疑は、座長および審査員のみが行うものとする

細則 5 候補演題発表者は、審査会口演と、ポスター発表を行う
ポスター発表では、審査員以外の学術集会参加者と広く討議をする

細則 6 口演では発表時間を遵守する

30 秒超過で減点、1 分超過した時点で失格とする

5. 受賞および伝達の方法

受賞者名は当該学会期間中に発表し、賞状と記念品を授与する

6. 受賞者の義務と特典

① 受賞者は、受賞後 2 年以内に症例報告は **Modern Rheumatology Case Report** 以上、研究発表は **Modern Rheumatology** 以上のレベルの査読のある医学雑誌へ英文で投稿する (**Accept** されている必要はない)

論文作成にあたって、必要な場合は受賞者の申し出に応じて、ワーキンググループあるいは学術委員会委員が英文校閲も含め、サポートをする
投稿料、掲載料、英文校正費用について、5 万円を上限として学会本体からサポートする

② 受賞者には、次年度あるいは次次年度の以下の学会のうちいずれか一つの参加費を、5 万円を上限として学会から提供する

* **ACR, EULAR, APLAR, PRES, JCR**、日本小児リウマチ学会

7. この規約の改正は、理事会の議決による

8. この規約は、2019 年 4 月 20 日から運用する